

# 子ども手当から児童手当へ

平成24年4月分から、「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

平成24年6月分以降の児童手当を受けるためには、**6月中旬に現況届の提出が必要**です。対象者には、事前にお知らせを送付しますので、必要書類を添付のうえ、提出してください。(郵送可、駅前申請箱も利用できます)

## ▼支給対象

「児童手当」は、中学校卒業まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方に支給します。支給対象は、これまでと同様です。

## ▼必要な提出書類

- 請求者の保険証の写し
- 平成24年1月1日現在、町内に住民登録されていない方は、平成24年1月1日現在の住所地で

発行される平成24年度所得証明書(所得額及び控除額がわかるもの。源泉徴収票は不可)

○お子さんと別居している方は別居監護申立書、住民票等

▼届出先 子育て支援課(公務員の方は勤務先になります) 手当の詳細については、町ホームページをご覧ください。

## ◎問い合わせ

子育て支援課 ☎内線305

## 私立幼稚園 保育料等を一部補助します

この制度は、町内に住所を有する方で、私立幼稚園に就園している園児のいる世帯の所得状況に応じて保育料等の一部を補助するものです。

申込みは、就園している幼稚園で行ってください。

また、近隣の私立幼稚園には、6月上旬に案内等を送付する予定ですが、お手元に届かない場合は、担当課までお問い合わせください。

## ◎問い合わせ

子育て支援課 ☎内線317

## 私立高等学校等 就学支援補助金を支給

経済的理由により私立高等学校等への就学が困難な方、また就学継続が困難な方に対して就学奨励補助金を支給します。

## ▼支給額

授業料への補助金  
年額最高 60,000円

## ▼支給要件

- ・生徒と保護者が共に町内に住所を有する方(住民基本台帳または町外国人登録原票に登

録されている方)

- ・県内の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること
- ・授業料の支出が困難と認められる方 など

※その他詳細は、町ホームページや本庁舎、国府支所、図書館で配布しているパンフレット等をご覧ください。

## ◎問い合わせ

学校教育課 ☎内線322

## 町政運営にも申す!

# 子ども議会参加者募集

「まちづくりに参加したい!」「議会の役割って何?」「役場はどんな仕事をしているの?」

子ども議会は、大磯町自治基本条例にある「子どもがまちづくりに参画する権利及び責任」に基づき、中学生の皆さんに積極的にまちづくりに参加していただき、責任ある社会人となるための自覚を持ってもらうとともに、皆さんの意見を町の施策や事業に反映することを目的としています。

学校生活や日常生活で感じていることや、これからのまちづくりについて、一緒に考えてみませんか?

## 子ども議会日程

▼とき 8月23日(木) 午後1時~4時

▼ところ 町役場4階議場

## 募集内容

▼対象者 町立中学校の生徒

▼募集グループ 5グループ程度(15人程度)先着順

▼内容 事前に話し合いをし、整理した質問事項を、グループごとに1人10分程度で町長や町職員と質疑等を行います。

▼申込方法 2~3名以内でグループを作り、グループごとに「子ども議会参加申込書」に記入し、申込み。

▼申込期間 6月1日(金)~15日(金)

▼申込先 政策課または町立中学校のクラス担任

▼事前説明会等 事前説明会の他、グループごとの話し合いも行います。

▼その他 申込書は、政策課の他、町立中学校、本庁舎・国府支所の各ロビーで配布します。また、町ホームページからダウンロードできます。

## ◎問い合わせ

政策課 ☎内線205



▲子ども議会のようす(昨年)